

○喫煙等を禁止する場所及び火災予防上危険な物品の指定について

平成 1 1 年 4 月 1 日

高広振組消防局告示第 1 号

高崎市・安中市消防組合火災予防条例（平成 1 1 年高崎市等広域市町村圏振興整備組合条例第 1 2 号。以下「条例」という。）第 3 3 条第 1 項の規定により、喫煙等を禁止する場所及び火災予防上危険な物品（以下「危険物品」という。）として次のとおり指定する。

（喫煙等禁止場所の指定）

第 1 条 喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は危険物品を持ち込んで서는ならない場所は、消防法施行令（昭和 3 6 年政令第 3 7 号。以下「令」という。）別表第一に掲げる防火対象物又はその部分のうち、次に掲げる場所とする。

- （1）劇場、映画館又は演芸場の舞台及び客席
- （2）観覧場の舞台及び客席（喫煙にあつては、屋外の客席及びすべての床が不燃材料（建築基準法第 2 条第 9 号に規定する不燃材料をいう。）で作られた客席を除く。）
- （3）公会堂又は集会場（住民組織設置管理に係る集会場を除く。以下同じ。）の舞台及び客席（喫煙にあつては、喫煙設備のある客席を除く。）
- （4）キャバレー、ナイトクラブその他これらに類するもの又はダンスホール若しくは飲食店の舞台（高さが 5 0 センチメートル以下で、かつ、面積が 3 平方メートル以下のものは除く。）
- （5）百貨店又は延べ面積 1, 0 0 0 平方メートル以上の大規模なマーケットその他の物品販売業を営む店舗の売場及び通常顧客が出入りする部分
- （6）地下街の売場、通常顧客が出入りする部分及び地下道の公衆の出入りする部分
- （7）映画スタジオ又はテレビスタジオの撮影用セットを設ける部分
- （8）自動車車庫又は駐車場で、次に該当するもの（危険物品の持込みについては除く。）
 - ア 駐車の用に供する部分の床面積が、地階又は 2 階以上の階にあつては 2 0 0 平方メートル以上、1 階にあつては 5 0 0 平方メートル以上、屋上にあつては 3 0 0 平方メートル以上のもの
 - イ 昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造のもので、車両の収容台数が 1 0 以上のもの（屋外に設置された開放式の機械式駐車場は除く。）
- （9）屋内展示場（当該用途に供する部分の床面積が 1, 0 0 0 平方メートル以上のもの）の公衆の出入りする部分

- (10) 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもので催物の行われる部分
 - (11) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定により重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律(昭和8年法律第43号)の規定により重要美術品として認定された建造物の内部又は周囲
- 2 危険物品を持ち込んで서는ならない場所は、令別表第一に掲げる防火対象物又はその部分のうち、次に掲げる場所とする。
- (1) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場(前項第1号から第3号までに掲げる場所を除く。)の公衆の出入りする部分
 - (2) キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの又はダンスホール若しくは飲食店で、公衆の出入りする部分の床面積の合計が100平方メートル以上のもの
 - (3) 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場(旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限る。)の旅客が利用する部分

(危険物品の指定)

第2条 条例第33条第1項による危険物品は、次に掲げるものとする。(常時携帯するもので軽易なものを除く。)

- (1) 消防法(昭和23年法律第186号)別表に定める危険物
- (2) 可燃性固体類(条例別表第8備考第6号に規定する可燃性固体類)及び可燃性液体類(条例別表第8備考第8号に規定する可燃性液体類)
- (3) 一般高圧ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第53号)第2条第1号に定める可燃性ガス
- (4) 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第2条第1項に定める火薬類及び同条第2項に定めるがん具煙火

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成24年3月30日高広振組消防局告示第2号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成27年1月5日高安消組消防局告示第1号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(令和5年9月4日高安消組消防局告示第2号)

この告示は、告示の日から施行する。